

平成15年12月25日  
経済産業省  
環境省

## 特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令案について

### 改正案の概要

#### 1. 電気冷凍庫の特定家庭用機器への追加(第1条関係)

施行令第1条(特定家庭用機器)第3号に、従来の「電気冷蔵庫」に加えて「電気冷凍庫」を規定する。

#### 2. 再商品化等の実施と一体的に行うことが特に必要かつ適切である事項の拡充(第2条関係)

法第18条(再商品化等実施義務)第2項に基づき、「生活環境の保全に資する事項であって、当該再商品化等の実施と一体的に行うことが特に必要かつ適切であるものとして政令で定める事項」に、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫の断熱材に含まれるフロン類を回収して再利用又は破壊すること等を加える。

### 今後のスケジュール(予定)

事務次官等会議:平成15年12月25日(木)  
閣議:平成15年12月26日(金)  
公布:平成16年1月7日(水)  
施行:平成16年4月1日(木)

#### (問い合わせ先)

経済産業省商務情報政策局情報通信機器課  
環境リサイクル室 担当:三木、鈴木(一)、中川  
電話:03-3501-1511(内線3981)  
03-3501-6944(直通)  
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課  
リサイクル推進室 担当:藤井、山本、神尾  
電話:03-3581-3351(内線6834、6836)  
03-5501-3153(直通)

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔政 令〕

○特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令(一)  
 ○独立行政法人日本学生支援機構法施行令(二)

### 〔最高裁規則〕

○裁判官の人事評価に関する規則(最高裁一)

### 〔省 令〕

○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令(法務一)  
 (告 示)

○海上における射撃試験を実施する件(防衛庁四)

○地方公務員災害補償法における常勤職員に準ずる非常勤職員の範囲等についての一部を改正する件(総務二)  
 ○地方公務員災害補償法施行令第十二条第二項の総務大臣が指定する地方公共団体及び総務大臣の定める割合を定める件を廃止する件(同三)

○戸籍法第一百七十七条の二第一項の規定による指定に関する件(法務七)  
 ○日本国に帰化を許可する件(同八)  
 ○中小企業信用保険法第二条第三項第一号の事業者を指定する件(経済産業四)  
 ○都市計画に関する件(関東地方整備局四、五)  
 ○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(中部地方整備局四)  
 ○道路に関する件(四国地方整備局二)

### 〔国会事項〕

### 〔人事異動〕

内閣 消防庁 法務省 農林水産省

### 〔官庁報告〕

官庁事項  
 東北地方整備局公示(東北地方整備局)

### 〔国家試験〕

公認会計士試験第三次試験口述試験の施行(公認会計士審査会)  
 公認会計士試験第三次試験口述試験受験資格者(同)

### 〔公 告〕

### 〔官 庁〕

財団、建設業の営業の停止命令関係  
 裁判所  
 公示催告、破産、再生関係

### 特殊法人等

独立行政法人造幣局職員給与規程の変更要旨の公表・勤務時間等規程の変更要旨の公表、厚生年金基金解散・清算人就任関係  
 地方公共団体  
 公債抽せん(東京都区)、教育職員免許状失効関係  
 会社その他

## 本号で公布された法令のあらまし

◇特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令(政令第一号)(経済産業省)  
 1 特定家庭用機器に電気冷凍庫を加えることとした。(第一条関係)  
 2 再商品化等の実施と一体的に行うことが特に必要かつ適切である事項を拡充する等所要の規定を整備することとした。(第二条関係)  
 3 この政令は、一部の規定を除き、平成一六年四月一日から施行することとした。

◇独立行政法人日本学生支援機構法施行令(政令第二号)(文部科学省)  
 1 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という)が行う学資金の貸与に関し、その額及び利率その他必要な事項を定めることとした。(第一条、第四条関係)  
 2 学資金の返還の期限及び方法並びに返還の期限の猶予及び返還の免除について必要な事項を定めることとした。(第五条、第八条関係)  
 3 日本学生支援債券の形式、発行の方法その他日本学生支援債券に関し必要な事項を定めることとした。(第九条、第一八条関係)  
 4 政府の機構に対する貸付金の償還の免除について必要な事項を定めることとした。(第一九条関係)  
 5 機構に転出した国家公務員共済組合の組合員に係る継続長期組合員制度の特例に関する事項を定めることとした。(第二〇条関係)  
 6 この政令は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

政 令

特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十六年一月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第一号

特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二条第四項、第十八条第二項及び第五十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。第一条第三号中「電気冷蔵庫」の下に「及び電気冷凍庫」を加える。

第二条を次のように改める。  
（再商品化等の実施と一体的に行うべき生活環境の保全に資する事項）

第二条 法第十八条第二項の政令で定める特定家庭用機器廃棄物は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める事項は、同欄に掲げる特定家庭用機器廃棄物ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

前条第一号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となつたもの	特定家庭用機器廃棄物から冷媒として使用された特定物質等を回収して、これを自ら冷媒その他製品の原料として利用し、若しくは冷媒その他製品の原料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にし、又は破壊すること。
前条第三号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となつたもの	特定家庭用機器廃棄物から冷媒として使用された特定物質等を回収して、これを自ら冷媒その他製品の原料として利用し、若しくは冷媒その他製品の原料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にし、又は破壊すること。

二 特定家庭用機器廃棄物に使用されていた断熱材に断熱材を含むものに関する事項

イ 当該断熱材に含まれている特定物質等を回収してこれを自ら断熱材その他製品の原料として利用し、若しくは断熱材その他製品の原料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にし、又は破壊すること。

ロ 当該断熱材を自ら断熱材その他製品の原料として利用し、若しくは断熱材その他製品の原料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にし、又はその破壊（当該断熱材に含まれている特定物質等を破壊すること）ができる方法によるものに限る。）をすること。

2 前項の表の下欄に規定する「特定物質等」とは、次に掲げるものをいう。

一 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）別表一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質

二 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百十三号）第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条から第八条までを一条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から（経過措置）

第二条 この政令の公布の際現に電気冷蔵庫について特定家庭用機器再商品化法第三十二条第一項の指定を受けている指定法人は、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫について同項の指定を受けたものとみなす。

経済産業大臣 中川 昭一  
環境大臣 小池百合子  
内閣総理大臣 小泉純一郎

独立行政法人日本学生支援機構法施行令をここに公布する。

御名 御璽

平成十六年一月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二号

独立行政法人日本学生支援機構法施行令

内閣は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十四条第三項から第五項まで、第十五条、第十六条、第十九条第七項及び第二十七条並びに附則第二条、第八条第一項及び第二項、同条第四項（附則第十条第六項において準用する場合を含む）、第九条、第十条第三項及び第七項、第十一条並びに第二十條の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。（第一種学資金の額）

第一条 独立行政法人日本学生支援機構法（以下「法」という。）第十四条第一項の第一種学資金（以下単に「第一種学資金」という。）の月額は、次の表の上欄に掲げる学校に在学する者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

区	分		月 額	
	学部	短期大学		
大学	地方公共団体、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項において同じ。）及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項において同じ。）が設置する公立大学法人をいう。	自宅通学のとき	四四、〇〇〇円	
		自宅外通学のとき	五〇、〇〇〇円	
		自宅通学のとき	五三、〇〇〇円	
		自宅外通学のとき	六三、〇〇〇円	
		自宅外通学のとき	五二、〇〇〇円	
	私立の大学	自宅通学のとき	五九、〇〇〇円	
		自宅外通学のとき	八七、〇〇〇円	
		自宅通学のとき	一一、〇〇〇円	
		自宅外通学のとき	二一、〇〇〇円	
		自宅外通学のとき	二二、五〇〇円	
大学院	修士課程及び専門職大学院の課程	第一学年から第三学年まで	二一、〇〇〇円	
		第四学年及び第五学年	四四、〇〇〇円	
		第一学年から第三学年まで	二一、〇〇〇円	
		第四学年及び第五学年	四四、〇〇〇円	
		第一学年から第三学年まで	二一、〇〇〇円	
	高等専門学校	地方公共団体及び独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等専門学校	第一学年から第三学年まで	二一、〇〇〇円
			第四学年及び第五学年	四四、〇〇〇円
			第一学年から第三学年まで	二一、〇〇〇円
			第四学年及び第五学年	四四、〇〇〇円
			第一学年から第三学年まで	二一、〇〇〇円
私立の高等専門学校	第一学年から第三学年まで	自宅通学のとき	三三、〇〇〇円	
		自宅外通学のとき	五〇、〇〇〇円	
		第一学年から第三学年まで	三三、〇〇〇円	
		自宅通学のとき	三五、〇〇〇円	
		自宅外通学のとき	五二、〇〇〇円	
	第四学年及び第五学年	自宅通学のとき	五九、〇〇〇円	
		自宅外通学のとき	八七、〇〇〇円	
		第四学年及び第五学年	五九、〇〇〇円	
		自宅通学のとき	五二、〇〇〇円	
		自宅外通学のとき	五九、〇〇〇円	

特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文（傍線部分は改正部分）  
 特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）

改正案	現行		
<p>（特定家庭用機器）</p> <p>第一条 特定家庭用機器再商品化法（以下「法」という。）第二条第四項の政令で定める機械器具は、次のとおりとする。</p> <p>一 ユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセラート形エアコンディショナーに限る。）</p> <p>二 テレビジョン受信機（ブラウン管式のものに限る。）</p> <p>三 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫</p> <p>四 電気洗濯機</p> <p>（再商品化等の実施と一体的に行うべき生活環境の保全に資する事項）</p> <p>第二条 法第十八条第二項の政令で定める特定家庭用機器廃棄物は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める事項は、同欄に掲げる特定家庭用機器廃棄物ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="233 268 343 1086"> <tr> <td>前条第一号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物とな</td> <td>特定家庭用機器廃棄物から冷媒として使用されていた特定物質等を回収して</td> </tr> </table>	前条第一号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物とな	特定家庭用機器廃棄物から冷媒として使用されていた特定物質等を回収して	<p>（特定家庭用機器）</p> <p>第一条 特定家庭用機器再商品化法（以下「法」という。）第二条第四項の政令で定める機械器具は、次のとおりとする。</p> <p>一 ユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセラート形エアコンディショナーに限る。）</p> <p>二 テレビジョン受信機（ブラウン管式のものに限る。）</p> <p>三 電気冷蔵庫</p> <p>四 電気洗濯機</p> <p>（法第十八条第二項の政令で定める特定家庭用機器廃棄物）</p> <p>第二条 法第十八条第二項で定める特定家庭用機器廃棄物は、前条第一号及び第三号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物となったものとする。</p>
前条第一号に掲げる特定家庭用機器が廃棄物とな	特定家庭用機器廃棄物から冷媒として使用されていた特定物質等を回収して		

<p>つたもの</p>	<p>、これを自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、若しくは冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にし、又は破壊すること。</p>
<p>前条第三号に掲げる特定 家庭用機器が廃棄物とな つたもの</p>	<p>一 特定家庭用機器廃棄物から冷媒として使用されていた特定物質等を回収して、これを自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、若しくは冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にし、又は破壊すること。</p> <p>二 特定家庭用機器廃棄物に使用されていた断熱材で特定物質等を含むものに係る次のイ又はロに掲げる事項</p> <p>イ 当該断熱材に含まれている特定物質等を回収し、これを自ら断熱材その他製品の原材料として利用し、若しくは断熱材その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にし、又は破壊すること。</p> <p>ロ 当該断熱材を自ら断熱材その他</p>

製品の原材料として利用し、若しくは断熱材その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にし、又はその破壊（当該断熱材に含まれている特定物質等を破壊することができする方法によるものに限る。）をすること。

2 前項の表の下欄に規定する「特定物質等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）別表一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質
- 二 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン

（法第十八条第二項の政令で定める事項）

第三条 法第十八条第二項の政令で定める事項は、前条に規定する特定家庭用機器廃棄物から、次に掲げるものうち冷媒として使用されていたものを回収して、これを自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、若しくは冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にし、又は破壊することとする。

第三条、第七条  
(略)

第四条、第八条  
(略)

一 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）別表一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質

二 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン